

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の医療分にかかる課税限度額を65万円から66万円に引き上

●国民健康保険税条例の一部改正
(第43号議案)

大学生年代の子等の合計所得金額	控除額
58万円以下	45万円
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円
123万円超	—

響はどれほどか。
答 7年度の課税状況などから試算すると、対象となり得る年代で、合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の人数は約170名、仮に扶養された場合の市民税の影響額は、約320万円と見込まれます。

後期高齢者支援分にかかる課税限度額を24万円から26万円に引き上げます。また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、5割軽減の対象世帯については29万5000円から30万5000円に、2割軽減の対象世帯については54万5000円から56万円に引き上げます。

●文教委員会での主な質疑問 今回の改正により財政的にはどうなるのか。

答 限度額の引き上げにより、国民健康保険税の調定額が約544万円増、軽減判定基準の見直しにより約180万円の減となります。この2つを相殺し、当初予算の収納率95%を掛けると国民健康保険税は約347万円の増となります。また、国と県の負担金と市からの繰入金で、約578万円の増となります。結果として今回の改正で、約926万円の歳入増となります。

●本会議での主な論点

賛成 今回の課税限度額の改正は地方税法施行令の改正に伴うものである。医療費の増加が続く中、課税限度額を引き上げることで、国民健康保険運営のための財源確保につながると考える。また、国民健康保険税の2割・5割の軽減措置については、低所得者世帯への軽減を拡大し、低所得者世帯へ配慮したものであり、これらの改正については妥当であると考えます。

委員3人の任期が令和7年9月30日に満了すること

●人権擁護委員の候補者の推薦
(第45号議案)

反対 課税限度額の引き上げや、保険料軽減対象となる所得基準の拡大が盛り込まれているが、国民健康保険制度は協会けんぽや市町村共済など、他の医療保険制度と比べて、非常に重い負担を強いられると考える。ひとり親家庭など最も支援を必要とする世帯が、他の制度よりも重い保険料を払わされていることから、本条例改正案に反対する。

その他の議案

に伴うものである。医療費の増加が続く中、課税限度額を引き上げることで、国民健康保険運営のための財源確保につながると考える。また、国民健康保険税の2割・5割の軽減措置については、低所得者世帯への軽減を拡大し、低所得者世帯へ配慮したものであり、これらの改正については妥当であると考えます。

6月定例会で議決された令和7年度補正予算

会計名 (補正号数)	補正の主な内容	補正額	補正後の 予算額
一般会計 (第2号)	行政事務管理事業費 放送受信料 150万6千円	4,235 万円	498億6,955 万円
	参議院議員通常選挙執行費 執行事務費 209万7千円		
	国民健康保険事業特別会計繰出金 578万9千円		
	一般管理費 福祉総合システム改修委託料 81万7千円		
	児童遊園地等施設管理費 用地購入費 1,885万8千円 不動産鑑定手数料 20万円		
	一般管理費 生活保護システム改修委託料 385万円		
	新規就農・農地集積支援事業費 新規就農者確保緊急円滑化 対策事業費補助金 903万3千円		
	学校諸活動支援事業費 児童生徒学習支援事業委託料 20万円		

令和7年6月30日に満了することに伴い、高橋民枝氏

●教育委員会委員の任命
(第46号議案)

に伴い、内田桂子氏、山本佳樹氏及び森厚子氏の3人を委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、異議のない旨決しました。

令和7年6月30日に満了することに伴い、高橋民枝氏

●物品の購入(市立小中学校タブレット端末)
(第48号議案)

を委員に任命することに同意しました。